

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月31日
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助野健児
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 助野健児は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して必要な範囲を決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である富士ゼロックス株式会社（以下「富士ゼロックス」といいます。）の海外販売子会社であるFuji Xerox New Zealand Limited（以下「FXNZ」といいます。）において、第120期以前における一部のリース取引に関わる会計処理の妥当性について確認が必要な事実が判明しました。その実態調査のため、平成29年3月22日に社内調査委員会を設置、平成29年4月20日付けで外部有識者による第三者委員会を設置し、客観的かつ徹底した全容解明および再発防止策の検討等に鋭意取り組んできました。

第三者委員会調査報告書により、FXNZ及びFuji Xerox Australia Pty. Ltd.（以下「FXA」といいます。）においても、リース取引に関する売上高及び受取債権の不適切な会計処理等があったことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算

を訂正するとともに、第116期から第120期の有価証券報告書、及び第119期から第121期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、当社において、子会社の管理体制が不十分であったこと、関係会社の財務諸表のモニタリング体制が不十分であったこと、及びFXNZとFXAにおいて、販売プロセスのリスク識別及びその評価に不十分な点があったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、及びFXNZとFXAの業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われかつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

(1)改善策

当社の富士ゼロックスに対するガバナンス強化と、富士ゼロックスの業務管理プロセスの強化

(a)組織体制の見直し

- ・富士ゼロックスのコーポレート機能の一部を当社に統合することによる業務管理プロセス強化

(b)当社から富士ゼロックスへの経営人材の派遣

- ・取締役及び経営管理実務責任者の派遣
- ・グループ内人材交流の一層の拡大

(c)グループ内部統制の強化

- ・関係会社の経営管理のガイドライン拡充
- ・グループ内報告体制の再構築と強化
- ・コンプライアンス教育の強化・再徹底と人材育成強化

当社のガバナンス体制変更

(a)社外取締役の増員

- ・当社の取締役の人数の内、3分の1を社外取締役とすること
- ・弁護士及び会社経営者を社外取締役とすること

事業及びリスク特性に適合した内部統制の再構築

(2)取り組み状況

本報告書提出日現在の是正措置の取り組みのうち、主なものは以下のとおりです。

当社から富士ゼロックスへ取締役の派遣を実施しています。

社外取締役の増員

当社のガバナンス体制強化を目的として、平成29年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の人数の内、3分の1を社外取締役とすること、弁護士及び会社経営者を社外取締役とすることが決議されました。

4【付記事項】

当社の完全子会社である富士フイルム株式会社は、ヘルスケア、高機能材料のさらなる事業成長を目的として、総合試薬メーカーである和光純薬工業株式会社を、平成29年4月21日に連結子会社化しました。これにより、翌期以降の当社の財務報告に係わる内部統制の有効性の評価に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【特記事項】

該当事項はありません。